

(別記3)

乳業工場機能強化事業

第1 事業の概要

本事業においては、乳業の国際競争力や生乳の生産基盤の維持・強化を図るため、乳製品工場（乳製品（乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）第2条第12項に規定する乳製品をいう。以下同じ。）及び乳製品の製造に伴って生産されるもの又はその構成要素を抽出したものを製造する工場をいう。以下同じ。）において製造されている乳製品のうち、ハード系チーズや脱脂粉乳等の輸入品との競合が想定される品目から、ソフト・フレッシュ系チーズや生クリーム等の今後の需要が見込まれる品目への製造転換に必要な施設・設備等の廃棄及び整備を実施できるものとする。

第2 事業の実施基準等

- 1 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により本事業を実施中であり、又は既に終了しているものについては、本事業の交付の対象外とする。
- 2 補助対象事業費は、本事業の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、整備事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。
また、事業費の積算等については、「補助事業等の厳正かつ効率的な実施について」（平成19年9月21日付け19経第947号農林水産省大臣官房長通知）及び「過大精算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産省大臣官房長通知）によるものとする。
- 3 第1の補助の対象となる機械・器具・設備等は新品に限るものとし、既存の機械・器具・設備等の代替として同種・同能力のものを再度導入すること（いわゆる更新と見込まれる場合）については、本事業の補助の対象外とする。
- 4 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費については、本事業の補助の対象外とする。

第3 事業実施主体及び要件

交付等要綱別表1の事業実施主体の欄の農業協同組合、農業協同組合連合会及び乳製品製造を行う食品事業者は、次に掲げる要件を全て満たすものをいう。

- 1 事業実施主体が施設等の管理及び運営に当たり、適切に収支計画を作成し、収支の均衡が取れていること。
- 2 事業実施主体において、自己負担分の適正な資金調達と償還計画が作成されて

おり、かつ、その計画が確実に実行されると見込まれること。

第4 採択要件

採択要件は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。なお、事業実施主体の構成員が環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）に基づく基盤確立事業実施計画の認定等を受けている場合、採択に当たっては適切な配慮を行うものとする。

- 1 取組の内容が第5の成果目標に沿っていること。
- 2 取組の内容が当該事業の趣旨に合致したものであること。
- 3 整備対象である施設及び設備が第5の成果目標の達成に直結するものであること。
- 4 整備対象である施設及び設備の能力・規模が当該事業の事業実施主体の規模、過去の業績等に鑑みて適正であること。
- 5 本事業により、地域の生乳需給や集送乳の合理化等に支障をきたさないことが確実であること。
- 6 本事業に取り組む乳業工場における1日当たり生乳処理量が2トン以上であること。

第5 成果目標及び目標年度

成果目標は、次に掲げるとおりとする。

- 1 成果目標
成果目標は、本事業に取り組む工場における転換後の乳製品の製造量の10%以上の増加とする。
- 2 目標年度
本事業の目標年度は、事業実施年度から3年度以内とする。

第6 補助対象経費

1 製造ラインの転換

補助対象経費は、輸入品との競合が見込まれる品目から、今後の需要増が見込まれる品目への転換に必要な、次に掲げる設備の廃棄及びこれと一体的に実施する整備等に要する経費とする。

なお、設備の廃棄等を実施する工場と整備を実施する工場は、必ずしも同一でなくてもよいものとする。

また、廃棄に係る乳製品製造設備等を売却して得た対価（当該売却に係る経費を控除した額をいい、事業実施計画が作成されている場合にあっては、作成され

た日から本事業に係る補助金の交付決定を受けた日までに売却して得た額を含む。)については、これを補助対象経費から控除する。

(1) 機械器具設備

計量、保管・貯蔵、製造、搬送、洗浄、電気・動力、配管、排水・汚水処理、ボイラー、換気・空調、その他乳製品の製造に必要な機械

(2) 設計費等

機械器具設備等の廃棄・整備に係る設計費及び諸経費

2 廃棄設備の残余財産相当額の補填

(1) 補助対象は、1の(1)に掲げる設備等(取得年月が明らかであって、その取得価額が単価20万円以上のものに限る。)を廃棄する際に、当該施設等について、耐用年数に応じて旧定率法又は定率法により減価償却を行った場合の未償却分の残余財産相当額(以下「残余財産相当額」という。)とする。ただし、耐用年数を超えている設備等は補助対象としない。

(2) 個人において使用され、又は法人において本事業の用に供された中古資産については、当該工場等において(1)の耐用年数以上に設定されている施設等であり、かつ(1)の要件を満たすものに限り補助対象とすることができる。

(3) 補助対象経費の算出に当たっては、次の点に留意するものとする。

ア (1)又は(2)の設備等(以下「対象設備等」という。)を取得した営業年度(対象廃棄設備の営業年度又は事業年度等をいう。以下同じ。)における当該対象設備等の減価償却額は、当該対象設備等を取得した月にかかわらず、当該営業年度の期首にこれを取得したものとみなして算出するものとする。

イ 本事業により廃棄する製造ラインにおいて、対象設備等と当該対象設備等に関する資本的支出に係る部分とをそれぞれ別個の減価償却資産として財産管理台帳等に掲載し、それぞれについて別個に減価償却を行っている場合にあつては、本体である当該対象設備等が耐用年数を超えているときは、当該資本的支出に係る部分の残余財産相当額については、補助対象とはしない。

ウ 対象設備等について、資本的支出がなされ、当該対象設備等が耐用年数の期間内である場合には、当該対象設備等とその資本的支出に係る部分とをそれぞれ別個の減価償却資産として区分し、それぞれについて(1)、(2)並びに(3)のア及びイの規定に留意して補助対象経費を算出するものとする。

第7 事業の実施手続等

1 公募方法等

(1) 農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）は、本事業の事業実施主体を選定するための公募を行おうとする場合は、あらかじめ、事業公募要領を委員会に諮るものとする。

(2) 地方農政局長等は、当該公募の実施により、応募主体から提出のあった事業実施計画及び機能強化計画（以下「事業実施計画等」という。）について、事業公募要領に基づき、内容等を審査したうえで、畜産局に提出する。

なお、応募主体は、事業実施計画等の提出を行う場合、あらかじめ関係各所と十分な調整、協議を行ったうえで、作成するものとする。

(3) 農産局長は、(2)により地方農政局長等から提出された事業実施計画等について、取組の内容及び成果目標が妥当であるか等について、委員会に意見を求め、採択優先順位の高い順に、予算の範囲内で補助金を交付することが妥当と認められる者を選定し、畜産局長は、その審査結果を地方農政局長等に通知するものとする。

なお、委員会による指摘等がある場合は、応募主体に指示し、指摘等を反映した事業実施計画等を提出させることができることとするが、この場合にあっては採択優先順位の変更は行わないものとする。

(4) 地方農政局長等は、(3)による委員会の審査結果について、応募主体に通知するものとする。

2 事業実施計画の作成等

1により、地方農政局長等より補助金を交付することが妥当と認められた場合には、事業実施主体は、別記様式第1号及び第2号により事業実施計画等を作成し、当該事業実施主体の主たる事務所が所在する区域を管轄する地方農政局長等に交付等要綱第8第1項に定める交付申請書と併せて提出するものとする。

なお、前項により作成した事業実施計画に変更等がない場合については、その提出は不要とする。

3 事業実施計画の変更等

事業実施計画等について、交付等要綱別表2に掲げる変更等をしようとするときは、地方農政局長等に変更した事業実施計画書を、交付等要綱第14第1項に定める変更等承認申請書と併せて提出するものとする。ただし、機能強化計画における成果目標の引き下げに係る変更については、災害その他やむを得ない理由がある場合を除き、認められないものとする。

第8 事業実施状況の報告

交付等要綱第28の事業実施状況の報告については、次に掲げるとおりとする。

- 1 事業実施主体は、本事業の実施初年度から目標年度までの間、毎年度、別記様式第3号により、本事業の実施状況を地方農政局長等に報告するものとする。
- 2 1により報告を受けた地方農政局長等は、その内容を検討し、事業実施計画書に定められた成果目標の達成が遅れていると判断される場合等には、当該事業実施主体に対し、改善指導を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

第9 事業実施結果の評価

交付等要綱第29に基づく事業の評価については、次に掲げる方法で実施するものとする。

1 事業実施主体による事業評価

事業実施主体は、機能強化計画書の目標年度の翌年度において、機能強化計画書に定められた目標年度の成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、別記様式第4号により、その結果を目標年度の翌年度の7月末日までに、地方農政局長等に報告するものとする。

2 地方農政局長等による事業評価

- (1) 1により報告を受けた地方農政局長等は、事業評価の報告内容について、当該事業評価が機能強化計画書に定めた方法で実施されているかに留意し、その報告内容を別記様式第5号により評価するものとする。なお、評価結果は、外部の有識者で構成される委員会に諮るものとし、当該委員会の意見を踏まえ、最終的な評価結果をとりまとめるものとする。

また、評価に当たっては、必要に応じて事業実施計画書との整合等を確認するものとする。

- (2) 地方農政局長等は、(1)の評価の結果、機能強化計画書に定められた方法で事業評価が実施されていない場合には、事業実施主体に対し、再度評価を実施するよう指導するものとする。
- (3) (2)により地方農政局長等から指導を受けた事業実施主体は、指導に基づき事業評価を実施し、速やかに地方農政局長等に報告するものとする。

3 評価結果に基づく指導等

地方農政局長等は、2による事業評価を実施した結果、機能強化計画書に掲げた成果目標が達成されていない等、当初の計画に従って適正かつ効率的に運用が行われていないと判断された場合には、事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、別記様式第6号に定める改善計画を作成させるものとする。

また、この場合において、事業実施主体は、1年間目標年度を延長し、再度、1の事業評価の実施及び報告を行うものとする。

4 その他

地方農政局長等は、原則として、事業評価を行った年度に、その結果を公表するものとする。

第10 国の助成措置

本事業の実施に当たっては、事業実施主体は、乳業工場の製造コストの低減、機能高度化等を図るための乳業の再編・合理化に関連する施策との連携が図られるように努めるものとする。

第11 補助金の返還

国は、本事業において導入した施設が事業実施計画及び機能強化計画に従って適切かつ効率的に利用されていないと判断され、これに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められる場合にあっては、既に交付された補助金の一部又は全部の返還を求めることができるものとする。

加工施設再編等緊急対策事業のうち乳業工場機能強化事業
事業実施計画書

事業実施年度:令和 年度(年目)

都道府県・市町村名:

取組主体名:
代表者:

加工施設再編等緊急対策事業のうち乳業工場機能強化事業
事業実施計画

1 事業実施主体の情報

事業実施主体名	代表者氏名	電話番号
住所	〒 ー	

2 目的

3 取組内容

4 工場の概要

工場名	生乳取扱量 (トン/日)	製造品目・年間製造量				工場稼働率 (%)	従業員数 (人)	製造経費 (千円)
		牛乳						
		〇〇トン						

5 事業計画

(1) 総括表

	総事業費 (円)			備考
	国費	自己負担	その他	
整備事業				

加工施設再編等緊急対策事業のうち乳業工場機能強化事業 機能強化計画書

策定年度:令和 年度 目標年度:令和 年度

事業実施期間:令和 年度 ~ 令和 年度

都道府県・市町村名:

取組主体名:

代表者:

加工施設再編等緊急対策事業のうち乳業工場機能強化事業
機能強化計画

1 事業実施主体の情報

事業実施主体名	代表者氏名	電話番号
住所	〒 -	

2 基本方針

--

3 現状

(工場名：)

品目		年間製造量	製造能力	稼働率	その他の製造品目（製造量）	備考
転換前	転換後					

4 事業計画

事業実施年度	事業名	事業内容	予定事業費（千円）	備考

注1：事業内容欄には整備又は廃棄する設備等の規模や能力を含めて具体的に記載すること。

2：参考として予定事業費の積算根拠となる資料を添付すること。

5 成果目標

転換後品目の年間製造量（トン）又は販売額（百万円）				
現況（年度）	目標（年度）	増加率	中間目標（年度）	増加率

注1：年間製造量は、製品重量ベースで記載すること

2：参考として製造販売計画が分かる資料を添付すること。

別記様式第3号

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては、畜産局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

加工施設再編等緊急対策事業のうち乳業工場機能強化事業の実施状況報告
(令和 年度)

事業実施主体名
所 在 地
代表者氏名

加工施設再編等緊急対策事業費補助金交付等要綱（令和4年12月9日付け4農産第3536号農林水産事務次官依命通知）第28の規定により別添のとおり報告する。

注 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該書類の添付を省略することができる。

加工施設再編等緊急対策事業のうち乳業工場機能強化事業 実施状況報告書

1 事業実施計画の基本方針

--

(注) 機能強化計画の2の「基本方針」の内容を記載する。

2 乳業工場の機能強化の成果目標の達成状況

事業内容	工場名	転換後の製造品目	年間製造量 (トン)		
			基準 (年度)	現況値 (年度)	増加率

(注) 参考として製造販売状況が分かる資料を添付すること。

3 廃棄施設・設備の概要

事業内容	工場名	製造品目	製造能力	年間製造量 (トン)
				基準 (年度)

4 当該年度の取組の効果

--

5 今後の課題と取組方針

--

別記様式第4号

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては、畜産局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

事業実施主体名
所 在 地
代表者氏名

加工施設再編等緊急対策事業のうち乳業工場機能強化事業の評価報告

加工施設再編等緊急対策事業費補助金交付等要綱（令和4年12月9日付け4農産第3536号農林水産事務次官依命通知）第29の規定により別添のとおり報告する。

- 注1：関係書類として、別添の事業評価シートを添付すること。
2：必要に応じて、事業実施状況報告書を添付すること。
3：添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該書類を省略することができる。

加工施設再編等緊急対策事業のうち乳業工場機能強化事業に関する事業評価シート

- 1 事業実施主体名：
- 2 事業実施期間：○年 ～ ○年
- 3 補助額（事業費）： 円（ 円）

4 事業内容

5 成果目標の達成状況
対象工場における製造ライン転換後の品目の年間製造量（トン）

ライン転換後の品目	現況値	目標値	実績	備考
	○年	○年	○年	

6 取組の総評

注：事業の効果、事業実施後の課題及び改善の方策（必要がある場合）を含めて記載すること。
必要に応じて、内容を確認できる資料を添付すること。

別記様式第5号

加工施設再編等緊急対策事業のうち乳業工場機能強化事業の事業評価票

1 事業実施主体名：

2 事業実施期間：○年 ～ ○年

3 補助額（事業費）： 円（ 円）

4 事業内容

--

5 成果目標の達成状況

対象工場における製造ライン転換後の品目の年間製造量（トン）

ライン転換後の品目	現況値	目標値	実績	備考
	○年	○年	○年	

6 評価

- A : 目標以上の成果を達成
- B : おおむね目標どおりの成果を達成
- C : 目標未達

注：A～Cのいずれかに○を付けること。

7 農政局長等の総合所見

--

別記様式第6号

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては、畜産局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

事業実施主体名
代表者氏名

加工施設再編等緊急対策事業のうち乳業工場機能強化事業（令和〇年度）における改善計画について

令和〇年度加工施設再編等緊急対策事業のうち乳業工場機能強化事業において、当初の目標の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記

- 1 事業の実施及び取組の経過
- 2 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点
- 3 事業の実績及び改善計画
注：改善計画は、1か年の計画とし、要領に定める事業実施状況報告書の写しを添付すること。
- 4 改善方策
注：問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。
- 5 改善計画を実施するための推進体制